	項目	#未 」 					
		(1) ポテンシャルアスリート事業費	(2) ジュニアアスリート育成費	(3) コーチ研修会支援事業	(4) スポーツ医・科学専門家育成事業	(5) 競技用具購入費事業	(6)競技用具等運搬費事業
	内容		各競技団体の底辺の底上げと有望な選手の育成に要する経費。	障害者スポーツへの関心を高める とともに、健常者スポーツの指導 者が障害者の選手も指導できるよ うにするための研修会や個別研修 に参加する経費、及び資質向上を 目的とする県内研修会の開催に要 する経費。	スポーツ医・科学委員、ドクター、デンティスト、トレーナー、薬剤師及び栄養士が、JSPOや中央競技団体等が実施する専門の研修会や個別研修会、資格取得を目的とする研修会・試験に参加する経費、又は資質向上を目的とする県内研修会の開催に要する経費。	購入により成績の向上が見込まれる用具購入に要する経費。 ・補助金額10万円以上40万円以下	県外交流時における用 具等の運搬に要する経 費。
対象者		指定競技団体	佐賀県中学校体育連盟	加盟競技団体	スポーツ医・科学委員会各部会及 び加盟競技団体からの推薦を受け た者	加盟競技団体	加盟競技団体
補助対象科目・単価等	報償費	 [謝金] ○ 県外招聘指導者(アドバイザーコーチ) 30,000円 以内/全日(4時間以上) 15,000円 以内/半日(4時間未満) ○ 県外招聘チーム ※1招聘チームにつき24名まで 10,000円 以内/人/回 ※ 旅費の支給は不可 [指導手当] ○ 県内指導者(教職員の場合、特業手当との重複受給は不可) 3,600円 以内/全日(4時間以上) 1,800円 以内/半日(4時間未満) 		 (訓金) ○ 県外招聘指導者(アドバイザーコーチ・スタッフ) 30,000円 以内/全日(4時間以上) 15,000円 以内/半日(4時間未満) 			
	旅費 ※ 県旅費規程を 上限 ※ 交通費について は最路及び交通 を選択する こと	 〔交通費〕 ○ 公共交通機関(電車、飛行機等)利用の場合 … 実費支給 ○ 自家用車、レンタカー利用の場合 … ガソリン代、有料道路料金 ○ その他(タクシー等)利用の場合 … 要協議 〔宿泊費〕 ○ ホテル等利用の場合 町地 … 10,900円/泊 以内 乙地 … 9,800円/泊 以内 		 (注) 県内研修会の開催の場合、旅費の支給対象は県外招聘指導者に限る。 〔交通費〕 ○ 公共交通機関(電車、飛行機等)利用の場合・・・・実費支給 ○ 自家用車利用の場合・・・・ガソリン代、有料道路料金 ○ その他(タクシー等)利用の場合・・・・要協議 「宿泊費」 ○ ホテル等利用の場合 中地・・・10,900円/泊 以内 乙地・・・9,800円/泊 以内 			
	負担金	○ 大会参加料等		□ 研修会参加料等 (教材費含む)			
	需用費	○ 消耗品費 (ボール、事務用品等)○ 印刷製本費○ 食糧費 (2,000円 以内/人/食)○ その他(駐車料金等)		 (注) 需用費は、県内研修会の開催の場合に限り、 補助対象科目とする。 ○ 消耗品費 (ボール、事務用品等) ○ 印刷製本費 ○ 食糧費 (2,000円 以内/人/食) 		○消耗品費 (消耗品的用具の購 入で総額が内容欄の 要件を満たすもの)	
	使用料及び賃借料	○ 会場使用料(付属設備使用料を含む。) ○ 車借り上げ料等		○ 会場使用料(付属設備使用料を含む。)(注) 県内研修会の開催の場合に限る○ 駐車料金			○ 車借り上げ料等
	備品購入費					○ 競技用具の購入 所有権が個人に帰属 せざるを得ない高額 な備品購入	
	対象期間	対象期間 各年度4月1から3月31日まで					

[※] 全ての経費の領収書は原本とする。(内訳が分かる請求書、納品書、領収書を添付)※ 領収書のないものは対象経費として認められないため、対象外となる。また、要綱に定める事項が履行できないときは、第4条第6号による。